釧路市立北中学校「学校だより」

北　魂

令和７年（2025年）10月20日発行　VOL 29

「働きやすさ」と「働きがい」を高める

釧路市立北中学校長　冨　田　直　樹

保護者や地域の皆さんは、「給特法」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。今回は、このことについて皆さんと共有したいと思います。

６月11日に、私たち公立学校教員の給与や勤務時間に関する「改正教員給与特別措置法（給特法）」が可決・成立しました。これにより、残業代の代わりに支給される「教職調整額」が現在の基本給の４％から段階的に10%に引き上げられるほか、時間外労働を減らす目標が設定され、業務量管理の義務付けなどが導入されます。

もう少し詳しく、改正された内容を４点紹介します。１点目は「教職調整額の引き上げ」です。残業代の代わりに基本給の４％が支給されている「教職調整額」が、2026年１月から毎年１％ずつ引き上げられ、2031年１月には10%になります。これは1972年の法律制定以来、初めての増額です。２点目は「働き方改革の推進」です。各教育委員会に対し、業務量の管理計画を策定・公表することが義務付けられます。2029年度末までに、時間外勤務を月平均30時間程度に削減するという政府目標が法律の附則に明記されました。３点目は「新たな職位の設置」です。若手教員のサポートや調整役を担う新たな職位「主務教諭」が設置されます。４点目は「学級編制」です。公立中学校の「35人学級」の実現に向けた措置が講じられることが盛り込まれました。

給特法改正

2025年6月11日

今回の改正の「ねらい」は何でしょうか。前文部科学省初等中等教育局財務課長の安井順一郎氏は次のように述べています。

「給特法等改正の最終的な目的は、子どもたちのために日々御尽力されている先生方一人一人がお持ちの教育に対する思いや理想を、十分実現できる勤務環境をつくっていくことであり、教職を目指す方が安心して職業選択していただける環境づくりをすることです。昨年夏に中教審からいただいた教師を取り巻く環境整備に関する答申をもとに、政策を総動員して①働き方改革の加速化、②教職員定数など指導・運営体制の改善、③処遇改善を一体的に進めていくことになりました。先生方の健康を守り、教師として成長する時間をつくるためにも長時間勤務の改善が必須です。ただ、時短が最終ゴールではありません。教職が魅力あるものであるためには、働きやすい職場にするだけではなく、教師が教育者として自己実現できる働きがいのある職場でなければならないと思います。先生方の教職としての専門性を十分に発揮できる勤務環境をつくって子どもたちの教育の充実につなげる、学習指導要領の理念を実現していくために、この改革を成し遂げなければなりません」

本校の教職員は生徒たちのために本当に尊い仕事をしています。だからこそ、給特法改正を踏まえた戦略を描いていく必要があるのだと思います。教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を高めていくためには、改めて本校の学校経営ビジョンを保護者や地域の皆さんと共有し、その実現に向け協働して各種取組を進めていく必要があるのだと思います。